

災害時における応急対策業務の
支援に関する協定書

郡 山 市
郡山市管工事協同組合

災害時における応急対策業務の支援に関する協定

郡山市（以下「甲」という。）と郡山市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な天然現象及び予期できない災害が発生し、甲が管理する公共施設で郡山市水道事業管理者が所轄する以外の給排水衛生空調設備（以下「施設等」という。）が被災し、又は、被災する恐れのある場合、乙の支援による建設機械、資材及び労力の確保並びにその動員方法を定め、もって被害の拡大防止と被災した施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、施設等に災害が発生し被害の拡大が予想されるなど必要と認めるときには、乙に対し、資機材の提供や作業員の出動を要請するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲は、被災の状況に応じ、乙に対し、出動場所、必要な資機材等を指定して、作業員等の派遣を求めるものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、乙の構成員をして甲の指示に基づく当該施設等の応急措置に当たるものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、前もって応急措置を早急に実施できるよう必要な資機材の確保及び動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統を甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、その都度、甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲の指示に基づく応急措置に関し、状況に応じ、甲、乙協議の上、甲は、応急措置を実施する者と工事請負契約又は業務委託契約を締結するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲、乙協議して定めるものとする。

2 乙が作業に当たる上で事故等が生じた場合は、乙が責任をもって対応に当たるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成22年12月14日から平成23年3月31日までの期間とする。

2 甲又は乙が期間満了の1か月前までに別段の意思表示をしない限り、この協定は、更に1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

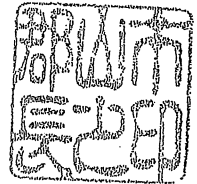
第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年12月14日

甲 郡山市
代表者 郡山市長

原 正夫



乙 郡山市鶴見坦一丁目6番37号
郡山市管工事協同組合
理事長

日下 隼男

